

# 東北地方太平洋沖地震にかかる県・市町村連絡会議

日時：3月31日（木）午後2時～

場所：県災害対策本部室

（TV会議：各総合事務所）

## 議 題

（1）避難児童・生徒の就学支援について

（2）避難者の就業支援について

（3）被災地への人的支援について

（4）災害支援ボランティアについて

（5）その他



# 東北地方太平洋沖地震により被災された児童生徒に対する 入学支度金の支給

鳥取県教育委員会

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災し、保護者を亡くすなどした児童生徒に、入学支度金を支給し、就学を支援する。

## 1 対象者

東北地方太平洋沖地震で被災し、父母等保護者が死亡したこと等(※)により本県内に避難し、本県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校(高等課程に限る。)に入学、転入学又は編入学した児童生徒であって、継続して1ヶ月以上居住することが見込まれる者

※ 死亡したこと等

当該地震を原因として、父母等保護者が死亡、行方不明又は著しい後遺障がいをもつこととなった場合その他これらに準ずるものとして知事が認めた場合をいう。

## 2 支給額

校 種	支 給 額
・小学校 ・中学校 ・特別支援学校(小学部・中学部)	1人当たり 10万円
・高等学校 ・特別支援学校(高等部) ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程)	1人当たり 20万円

## 3 申請窓口

入学支度金の申請は、原則、入学等した学校を経由して、県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室へ提出する。

## 4 申請期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

# 鳥取型雇用の受け皿プラン

## (震災避難者就業支援策)

---

### ① 県の非常勤職員として雇用

**被災地の実情をよく知る者として、県の行う今回の災害支援に関連する業務に従事**

雇用形態：非常勤県職員（防災局及び各総合事務所）

採用規模：6名（（案）本庁3名、東・中・西総合事務所 各1名）

採用期間：23年4月以降（ひとまず最大6ヶ月程度）

財源：23年度予備費を充当

事業費規模：約4,300千円

（月額114,800円×6月＋通勤手当、社会保険料）

# 鳥取型雇用の受け皿プラン

## (震災避難者就業支援策)

---

### ②県・市町村の非常勤職員として雇用

#### 緊急雇用基金を活用した非常勤職員として雇用

雇用形態：非常勤職員（県／市町村）

採用規模：枠として200名

採用期間：23年4月以降（ひとまず最大6ヶ月程度）

財源：緊急雇用基金予備枠（約2億円）

課題：即時活用できるか厚生労働省の結論が出ていない

（現行制度を避難者向けの就業支援に活用できるか検討中）

# 鳥取型雇用の受け皿プラン

## (震災避難者就業支援策)

### ③県内の農業法人等で職員として雇用

「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」に緊急枠を創設し、  
農林水産関連事業者での雇用を支援（採用規模：若干名）

#### 【雇用の例】

- 農業 種まき、植え付け、農薬散布、収穫等の栽培管理作業で、賃金は平均14万円／月(11万円～20万円程度)
- 林業 伐採、枝打ち等の山林作業で、賃金は平均16万円／月(12万円～20万円)
- 漁業 船に乗船しての漁労作業(揚網、選別、出荷作業など)で、賃金は平均18万円／月＋歩合給

#### 【注意事項】

- 賃金、雇用期間、勤務時間等の雇用条件については、受入法人等によって個別に異なるため、事前の相談が必要(ひとまず最大12ヶ月)

# 鳥取型雇用の受け皿プラン

## (震災避難者就業支援策)

---

### ④ 県とハローワークが連携した避難者就業支援

○ 県内の鳥取・倉吉・米子の各ハローワークに  
職業相談、雇用保険相談、住宅相談等を実施する

「東北地方太平洋沖地震特別相談窓口」を  
3月22日から開設

○ 被災者向けに、ハローワークによる出張相談  
(就業・雇用保険)を行なう予定

# 東北地方太平洋沖地震に伴う対策について

平成23年3月31日

鳥取労働局

- 1 鳥取・米子・倉吉の監督署・ハローワーク及びヤングハローワークと  
とりにそれぞれ相談窓口を設置
  - 一時的な就労を希望される方が多いのが現状。全国ネットワークの枠組みをいかし、被災地周辺等鳥取県外への就職に関する相談にも応じている。
  - ※ 現在全国ハローワークでは社宅・寮つきの求人の確保にも取り組んでおり、住まい面を含めた相談対応も可能。
  - ※ 3月25日現在17件の相談
    - ・被災者9件（一時的に就業できる仕事先に関する相談）、事業主8件（休業手当の相談等）
- 2 事業主の方及び失業された方等へのリーフレットを作成
  - 厚生労働省では今回の災害を受け雇用関係で事業主の方向け、従業員・失業された方等へのさまざまな特例措置を実施
  - 問い合わせがあった場合にはご活用を
- 3 避難された方への出前相談
  - 今後被災された方の集団受け入れを行った場合には、ハローワーク等から今後の働き方を中心とした相談対応を行うことを予定
  - 実際に県若しくは市町村で受け入れが開始される際には労働局又は最寄りのハローワークにご一報を



報道関係者 各位

平成 23 年 3 月 28 日

【照会先】

政策統括官（労働担当）付 労働政策担当参事官室

参事官 酒光 一章

企画官 中井 雅之

（代表電話） 03(5253)1111 内線（7725）

（直通電話） 03(3502)6726

## 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました

被災された従業員や失業者の方、事業主の方に特例措置の内容を知っていただき、活用いただくため、被災地などで必要な情報提供を行ってまいります。

### ○従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ（PDF）

【主な内容】

- ・労働局、労働基準監督署、ハローワークにおける相談窓口の設置
- ・災害により事業が休止された場合の失業給付の受給について
- ・職業訓練を受講中の方への特例措置について
- ・未払賃金立替払制度

### ○被災された事業主の方へ（PDF）

【主な内容】

- ・災害を受けて休業などを行わざるを得ない場合のQ&A、支援（雇用調整助成金）
- ・労働保険料、社会保険料、障害者雇用給付金の納付期限延長・猶予について
- ・期限内に各種助成金の申請に行けない場合について

なお、厚生労働省のホームページにも関連の情報を掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016eu3.html>

※被災地のハローワーク、労働基準監督署などで配布します。なお、地域の実情に応じて加工して使用することがあります。

詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

【都道府県労働局のお問い合わせ先】

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

【労働基準監督署のお問い合わせ先】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

【ハローワークのお問い合わせ先】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

## 従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

### 災害による事業の休止などでお困りの方

事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。

また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6ヵ月以上加入しているなどの要件があります。

※事業所が被災して休業する場合でも、労働契約や就業規則に基づき、事業主が賃金、手当などを支払う場合があります。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

※地震に伴って休業する場合の手当の支払などについてのQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyv.pdf>)にも掲載しています。

### 雇用保険失業給付を受給中の方

失業給付を受給されている方が、災害のためやむを得ず認定日にハローワークに来られないときは、電話などでご相談いただければ、認定日を変更できます。

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで受給手続きをすることができます。

### 公共職業訓練の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、基本手当などを支給されることがあります。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

## 基金訓練(※)の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給されることがあります。詳しくは、厚生労働省職業能力開発局能力開発課までお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

※雇用保険を受給できない方に対し、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付を行うものです。

## 未払賃金立替払制度

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うようにします。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r9852000001607y.pdf>)にも掲載しています。なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kiunkyoku/tatekae/index.htm>)をご覧ください。

## 労災保険給付

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。

※なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外等の考え方については、災害事例を用いてお示しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf>)

※労災保険の請求などについてのQ&Aも用意していますので、ご活用ください。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>)

## 健康相談

全国の産業保健推進センターで、被災地域の事業者、労働者及びその家族などを対象に、メンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を実施しています。

## 雇用促進住宅

緊急避難している方の入居先として雇用促進住宅を提供しています。詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

## 勤労者財産形成持家融資の返済方法の変更

(独)雇用・能力開発機構が行う財形持家融資を返済中の方で、被災された方は、最長3年間元金の返済を猶予し(利子のみの返済で可)、返済猶予期間中は貸付利率の引下げ(最大1.5%)を受けられます。また、返済期間を最長3年間延長することもできます。

※詳しくは、(独)雇用・能力開発機構(電話046-683-1177)にお問い合わせいただくか、こちらの資料([http://www.ehdo.go.jp/zaikai/pdf/0318\\_001.pdf](http://www.ehdo.go.jp/zaikai/pdf/0318_001.pdf))をご覧ください。

## 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度及び特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度について、退職金請求書や共済手帳を紛失した場合、再発行を受けられます。また、退職金請求手続の簡素化などを行っています。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構のホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

## 被災された事業主の方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

### 災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyv.pdf>) にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

### 各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

## 労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

## 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

## キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

## 認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。  
厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局  
・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

## 避難所の運営等に従事する職員の派遣期間の延長について

平成23年3月31日  
総務部行財政改革局

### 1 趣旨

3月22日から石巻市に職員を派遣し、市内の避難所14箇所では被災者への支援活動を行っているところ。

3月28日に第一陣の職員が帰鳥。現地で活動に当たった職員から、派遣方法等について次の意見があった。

- ・派遣期間が短い（仕事に慣れた頃に交代となる）。
- ・避難所1箇所に2名の配置であるが、職員の交代は1名ずつが望ましい。

については、これらの意見を踏まえて、派遣の長期化も視野に置きながら派遣期間について再検討したところ、期間を延長することで次のメリットがあるものと考えられることから、以下のとおり派遣期間を延長することとしたい。

#### 【メリット】

派遣された職員が現地で得たスキルやノウハウを有効に活用することにより、より被災者のニーズに応じた支援を行うことができる。

### 2 派遣人数及び派遣期間等

派遣人数の30名は変更しないが、一班を15名とし、2週間派遣する。同時に2班が滞在し、一週間毎に一班ずつ入れ替わる。

### 3 派遣日程

【第3陣】 30名 3/30（水）～4/5（火）  
うち15名を4/8（金）まで3日間延長。

【第4陣】 18名 4/3（日）～15（金）  
当初の予定を6日間延長。なお、休息のための交代要員として3名を増員。

【第5陣】 15名 4/6（水）～21（木）

【第6陣】 15名 4/12（火）～27（水）

【第7陣】 15名 4/18（月）～5月3日（火）

【第8陣】 15名 4/24（日）～5月9日（月）

【第9陣】 15名 4/30（土）～5月15日（日）

※日程の詳細は別紙を参照。

派遣職員の健康を考慮し、派遣期間中に休日を設ける。休日は、借り上げバスにより周辺市のホテルに移動し、宿泊する予定（宿泊費は旅費として支給）。

### 4 市町村への依頼事項

派遣計画の変更に伴い、第4陣以降の割り当てを別紙案のとおり変更させていただきたい。

（同じ者を2週間派遣することが困難な場合は、1週間交代など柔軟に対応するのでご相談ください）

担当及び連絡先

総務部行財政改革局人事企画課

川本、斉藤

TEL 0857-26-7438、7032

FAX 0857-26-8140

## 避難所支援業務について

隊長他1名が連絡調整役として石巻市役所に待機し、他の28名を次の避難所14箇所  
に2名ずつ配備。

配置場所	避難者数	電気	水道	トイレ	炊き出し	その他
本部 石巻市役所	(290人)	○	○	○	×	電気ポット可。
1班 住吉小学校	560	×	×	○	×	
2班 中里小学校	500	○	×	○	×	
3班 大街道小学校	520	×	×	○	×	お湯の供給あり
4班 石巻中学校	700	○	×	○	×	
5班 門脇中学校	930	○	×	○	×	
6班 石巻高校	360	○	○	○	自衛隊	
7班 好文館高校	330	○	×	○	×	
8班 湊小学校	500	×	×	○	×	
9班 鹿妻小学校	1,120	○	×	○	×	
10班 渡波小学校	1,200	×	×	○	×	
11班 万石浦中学校	650	○	×	○	×	
12班 蛇田小学校	450	○	○	○	地域	
13班 蛇田中学校	600	○	○	○	避難者	
14班 青葉中学校	870	○	○	○	自衛隊	

### ○活動状況

- ・市職員1名が常駐し、派遣職員2名がそれを補助するのが基本的な体制だが、仮設住宅の建設や保育所の再開など復興業務や行政機能の回復等に伴い、市職員が不在の避難所も生じてきている。
- ・派遣職員は、物資の運搬、配膳、清掃、避難者からの相談・苦情に対する対応、各種申請書記入の助言などを行っているところであるが、今後は避難者と市役所とのパイプ役的な業務の割合が増えてくる見込み。
- ・避難所によって運営の状況が異なる。自治会組織が機能しているところは安定的な運営が行われているが、逆に十分に機能していないところは、派遣職員の役割が大きくなっている。
- ・日中は家の片付けなどで避難所にいる人が少ない。自治会の会議などは夜間に開かれている。また、一部の避難所では、避難者からの様々な要望を受けるため、24時間体制で対応している。





【派遣日程】

職員災害応援隊 第5陣派遣に係る行程表

4/6(水)	1000 県庁出発 鳥取道、中国道、名神高速、北陸道経由
	2000 新潟市内 泊
4/7(木)	730 ホテル発
	1300 石巻市役所着 第3陣との引継ぎ後、避難所の運営に従事
4/8(金)~ 12(火)	終日 避難所の運営に従事
4/13(水)	午後 第6陣が到着。第4陣との事務引継ぎ。 引継ぎ終了後、バスでホテルへ移動。ホテルに宿泊。
4/14(木)	午前 バスでホテルから石巻市役所へ。夕方まで休息。 1700 担当の避難所へ移動
4/15(金)~ 19(火)	終日 避難所の運営に従事
4/19(水)	午前 避難所の運営に従事 午後 第7陣との引継ぎ
4/20(木)	午前 避難所の運営に従事 午後 避難所の運営に従事後、石巻市役所へ移動。
	1700 石巻市役所発 2230 新潟市内 泊
4/21(金)	800 ホテル発 1700 鳥取県庁 着

東北地方太平洋沖地震 被災者避難所応援要員派遣計画 (案)

	② 3/26 ~ 4/1	③ 3/30 ~ 4/5	③延長 ~ 4/8	④ 4/3 ~ 4/15	⑤ 4/6 ~ 4/21	⑥ 4/12 ~ 4/27	⑦ 4/18 ~ 5/3	⑧ 4/24 ~ 5/9	⑨ 4/30 ~ 5/15	延べ	H22.3 住基人口	按分数
鳥取県	14	15	8	11	8	7	7	7	7	84		
鳥取市	4	5	3	2	3	2	3	2	3	27	195,957	27.0
米子市	3	4	2	2	2	2	1	2	2	20	148,915	20.5
倉吉市	2	1	1			1			2	7	50,830	7.0
境港市	1	1	1		1		1			5	36,108	5.0
岩美町		1					1			2	12,922	1.8
若桜町				1						1	4,072	0.6
智頭町					1					1	8,266	1.1
八頭町	2					1				3	19,386	2.7
三朝町								1		1	7,314	1.0
湯梨浜町		1				1				2	17,670	2.4
琴浦町	1			1				1		3	19,276	2.7
北栄町	1					1				2	16,208	2.2
日吉津村									1	1	3,306	0.5
大山町	1			1						2	18,253	2.5
南部町		1					1			2	11,786	1.6
伯耆町	1						1			2	11,827	1.6
日南町		1								1	5,811	0.8
日野町								1		1	3,873	0.5
江府町								1		1	3,551	0.5
計	30	30	15	18	15	15	15	15	15	168	595,331	

16

## 災害ボランティアについて

### 1 災害ボランティアの事前登録

鳥取県市民活動・ボランティアセンター（鳥取県社会福祉協議会）で、災害ボランティアの事前受付中（各市町村社協も窓口として受付）

（1）被災地災害ボランティア（受付3/13～）

3/31 10:00現在 116人登録

（2）県内一時遠隔避難所の生活支援ボランティア（受付3/19～）

3/31 10:00現在 72人登録

### 2 災害ボランティアの派遣

（1）災害救援ボランティアの派遣（調整中）

石巻市内で家屋の清掃等を行うボランティアの派遣について調整中

・バスを借り上げ現地派遣、30人程度、5日間（実活動期間3日間）

準備が出来次第、事前受付者に情報提供、募集

（2）県社協職員の災害ボランティアセンターへの派遣

・中国ブロック社協で派遣（宮城県の仙塩（せんえん）ブロック（塩釜市・多賀城市・七ヶ浜町・松島町）を担当）

・鳥取県社協職員は七ヶ浜町災害ボランティアセンターに派遣、ボランティアセンターの運営を支援（七ヶ浜町災害ボランティアセンターは地元ボランティアのみを受付）

第1クール 3/18～3/24

第2クール 3/22～3/29

第3クール 3/26～4/2

【参考】宮城県内の県外ボランティア募集市町村（5市町（センター設置16市町））

石巻市、塩竈市、多賀城市、岩沼市、亘理町



社援総発0329第1号

平成23年3月29日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について  
（その4）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した方々の救助に積極的に当たっていただくため、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知第1号）を発出し、災害救助法が適用された都道府県からの県域を超えた避難についても、当然、国庫負担の対象となる旨お知らせしたところであるが、その場合の求償については、下記を踏まえてご対応いただきたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

#### 記

- 1 上記通知でも周知したとおり、被災した都道府県から要請を受け、避難者を受け入れた都道府県は、災害救助法に規定する各種の救助に要する費用を災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することができる。このため、災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れた都道府県におかれては、適宜の時期に、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村による避難者の受入可能施設及び受入状況を把握の上、当該都道府県による避難者の受入可能施設及び受入状況と併せて被災した都道府県にご連絡されたい。

- 2 避難者を受け入れた都道府県における管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村においては、当該避難者に対して災害救助法に規定する各種の救助に要した費用を当該都道府県に請求されたい。
- 3 避難者を受け入れた都道府県においては、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村により実施された分を含め、救助に要した費用を被災した都道府県に対して、全額求償されたい。なお、求償を受けた被災した都道府県に対しては、その財政力に対する救助に要した費用の割合に応じて国庫負担することとなるとともに、所要の地方財政措置が講じられることとなる。(別添参照)
- 4 なお、今般の東北地方太平洋沖地震において、特に被害が甚大であった、岩手県、宮城県、福島県においては、災害救助法に基づく救助費用が多額に上ることが見込まれる。上記3県からの避難者については、被災地以外の都道府県においても災害救助法に基づく救助が実施されているところ、当該費用については、上記3県にその全額が求償されることになる。

このような状況を踏まえ、上記3県の資金需要に万全を期し、被災県以外の都道府県における被災者の積極的な受入を促進する観点から、上記3県に対する当面の災害救助費負担金として、平成22年度予備費301億円の使用を決定したところであり、避難者を受け入れた都道府県におかれては、積極的に救助を実施されたい。

# 災害救助法における救助の種類と国庫負担

(参考1)

## 1. 救助の種類

救助の種類	対象経費
避難所の設置	賃金職員等雇上費、消耗器材費、光熱水費、仮設便所等の設置費 等
応急仮設住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、材料輸送費 等
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、雑費
飲料水の供給	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械等の借上費 等
生活必需品の給与・貸与	被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費
医療・助産	診療、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等

救助の種類	対象経費
住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品
埋葬	棺、骨つぼ、賃金職員等雇上費、輸送費 等
遺体の捜索・処理	捜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
障害物の除去	除去のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費 等
救助のための輸送費	被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び賃金職員等雇上費
賃金職員等雇上費	

## 2. 国庫負担(被災した都道府県と国との関係)

(1) 被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割国庫負担

	普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の	2/100以下の部分	→	50/100
② 収入見込額の	2/100超4/100以下の部分	→	80/100
③ 収入見込額の	4/100超の部分	→	90/100

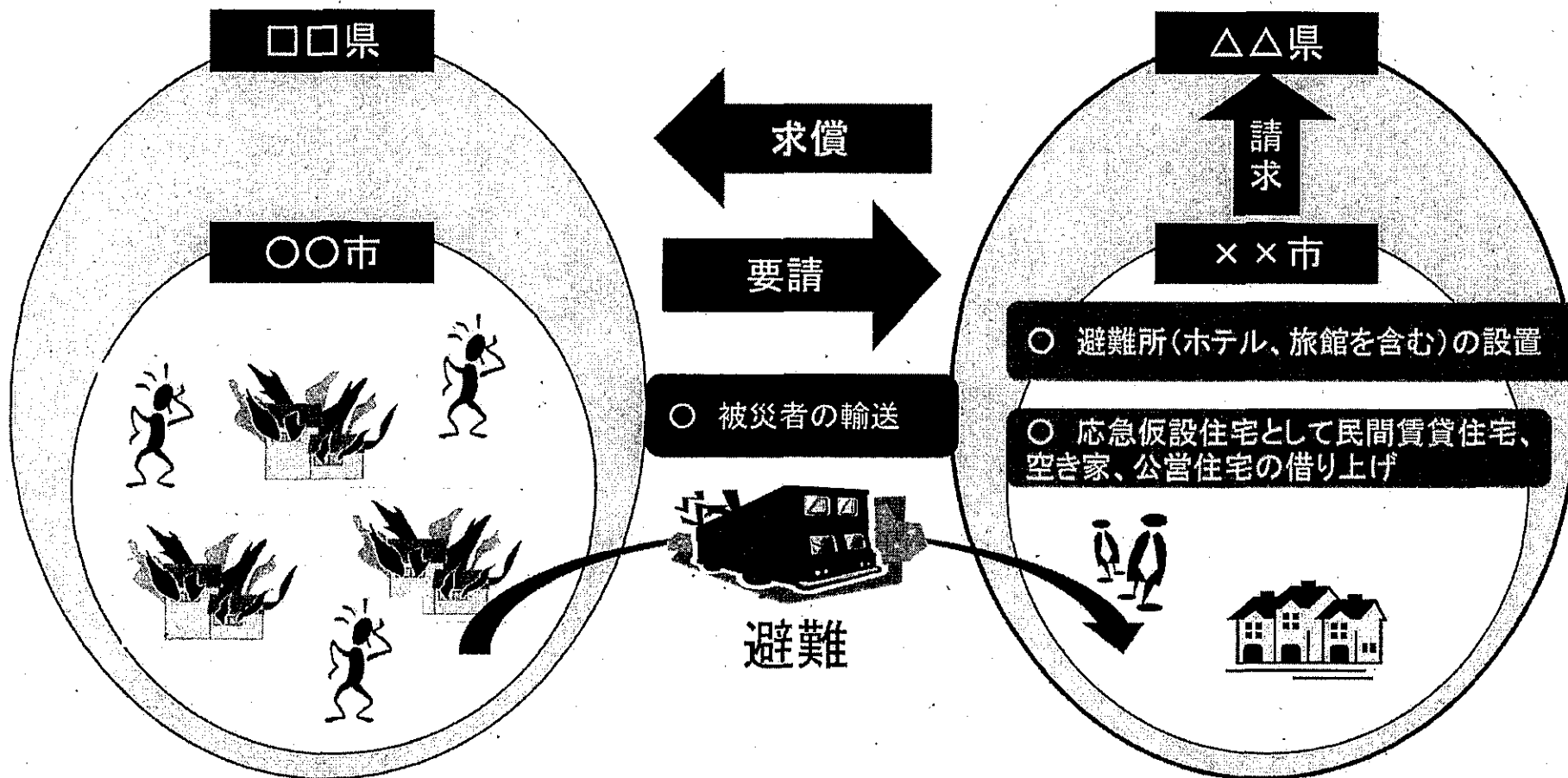
(2) 被災都道府県負担分については地方財政措置により対応

## 3. 求償(受入都道府県と被災した都道府県との関係)

災害救助法適用の市町村からの避難者の救助に要する費用は、災害救助法の適用した都道府県に全額求償可能

# 災害救助法が適用された都道府県の圏域を超えた被災者支援

21



災害救助法適用県

被災者受入県

# 費用負担に関する流れ

(参考3)

